

隠岐高等学校魅力化コンソーシアム規約

(名 称)

第1条 本コンソーシアムの名称は「隠岐高等学校魅力化コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(目 的)

第2条 コンソーシアムは、企業、行政、大学等の隠岐地域（以下「地域」という。）の多様な関係者と、生徒、保護者、教職員、同窓会等の隠岐高等学校関係者とが協働体制を構築することにより、主体的・創造的な対話を行いながら、隠岐高等学校が目標とする、よりよい地域を創造する「次世代型探究人」の育成と、生徒により良い学びの環境をつくることを目的とする。

(協働事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の協働事業を行う。

- 一 生徒や教職員にとって魅力的な学校づくりに関すること
- 二 Society5.0に対応する人材育成に関すること
- 三 地域留学促進に関すること
- 四 隠岐高等学校と協働する地域体制確立に関すること
- 五 初等・中等教育を一貫した隠岐の島町教育ビジョン形成に関すること

(組 織)

第4条 コンソーシアムは隠岐高等学校と地域との協働活動に関わる団体等により組織する。

- 2 コンソーシアムには、協働事業の方針を協議する「役員会」と、具体的な協働活動を行う「各種委員会」を置く。
- 3 コンソーシアムには、連絡調整を行う「事務局」を置く。
- 4 コンソーシアムには、必要に応じて専門家の意見を聞く「運営指導員」を置く。

(役員会)

第5条 役員会の役員は10名程度とし、校長が委嘱する。

- 2 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員会に次の役職をおく。
 - 一 会長1名
 - 二 副会長1名
 - 三 監事2名以内
- 4 会長及び副会長、監事は役員相互によりこれを定める。

(会長、副会長の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、コンソーシアム及び役員会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(役員会の運営)

第7条 役員会は、会長が校長と協議の上、原則年2回招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 役員会の議長は会長をもって充てる。
- 3 役員会は、役員半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 役員は自己の利害に関係する議事に参与することができない。
- 5 役員会の議事は、出席役員過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(役員会の承認)

第8条 会長は、第3条に掲げる協働事業について役員会の承認を得るものとする。

- 2 役員会は、各種委員会での活動や決定事項について共有・振り返り・熟議することで、隠岐高校が掲げる「次世代型探究人」の育成に向けたよりよい取組の推進のための連絡・調整・支援を行う。
- 3 コンソーシアムの予算および決算は、役員会の承認を得るものとする。

(各種委員会)

第9条 各種委員会はコンソーシアムの協働活動の場とする。

- 2 各種委員会において、委員長をおく。
- 3 各種委員会の事業方針は役員会において決定し、校長と協議のうえ実施する。
- 4 各種委員会を新たに立ち上げる場合は、役員会で決定する。

(事務局)

第10条 隠岐高等学校に事務局を置き、コンソーシアムに関する事務を処理する。

- 2 会長は事務局員より事務局長を選任する。事務局長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(規約の変更等)

第11条 この規約は、役員会の議事を経なければ変更することはできない。

- 2 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、役員会の議事を経て会長が定める。

〈附 則〉

この規約は令和2年4月1日から施行する。

この規約は令和4年4月1日から施行する。